

## <知 事 訓 示>

- 本県の新型コロナウイルス新規陽性者数は、ゆるやかながら減少しているものの、病床使用率が50%を超えるなど依然として医療機関への負担は高いものがあります。
- 先ほど、政府対策本部では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、本県に対し、まん延防止等重点措置の延長に係る公示を行うことを決定いたしました。
- これを受けて、本県では、重点措置を実施すべき期間を、3月21日まで延長し、県民の皆様に対し、引き続き協力を要請することとなりました。
- 他方、年齢別の感染者割合や感染経路などが変化している状況下において、オミクロン株の特性を踏まえ、機動的に対策を講じていく必要があります。
- これまでも県庁の職員の皆様におかれては、オミクロン株の特性を踏まえて、自宅療養者に対する対応について極めて迅速、そして努力を重ねていただきました。改めて職員の皆様におかれましては、これまでも全庁的な協力をいただいておりますが、県民の命を守るために、気を緩めることなく一層のお力添えをお願いいたします。
- 引き続き、ワンチームとなって、感染防止対策に取り組むようお願いを申し上げます。